

担当部署: 地域整備課

 処分の概要
 建築行為等の許可(施行者が県である場合を除く。)

 法 令 名 根 拠 条 項
 都市再開発法 第66条第1項

 法 令 番 号
 昭和44年法律第38号

## 【基準】

法第66条第1項の規定による。

(建築行為等の制限)

第66条 第60条第2項各号に掲げる公告があつた後は、施行地区内において、第1種市街地再開発事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事(市の区域内において個人施行者、組合、再開発会社若しくは機構等が施行し、又は市が第2条の2第4項の規定により施行する第1種市街地再開発事業にあつては、当該市の長。以下この条、第98条及び第141条の2第2号において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。

標準処理期間 30日

備考